

内閣府告示第二百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年九月三十日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 都市型大学推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一）

八〇一一一）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空き地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

内閣府告示第二百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年九月三十日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 バイオメディカル・クラスター創成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(五〇五)

内閣府告示第二百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 三 構造改革特別区域の名称 志摩自然学校特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 志摩市の一部（旧阿児町の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市及び湖南市並びに滋賀県滋賀郡志賀町、蒲生郡安土町、蒲生町、日野町及び竜王町、神崎郡永源寺町、五個荘町及び能登川町、愛知郡愛東町、湖東町、秦荘町及び愛知川町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、坂田郡山東町、伊吹町、米原町及び近江町、東浅井郡浅井町、虎姫町、湖北町及びびわ町、伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町並びに高島郡マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町及び新旭町

三 構造改革特別区域の名称 選べる福祉サービス滋賀特区

四 構造改革特別区域の範囲 滋賀県の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 日

額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（

九二六）

内閣府告示第二百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県東伯郡湯梨浜町
- 三 構造改革特別区域の名称 保育の充実による若者支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鳥取県東伯郡湯梨浜町の一部（旧羽合町の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地

方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇

）

内閣府告示第二百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江津市
- 三 構造改革特別区域の名称 桜江農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 江津市の一部（旧桜江市の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高梁市
- 三 構造改革特別区域の名称 就農支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高梁市の一部（旧川上町の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 吉野川市
- 三 構造改革特別区域の名称 吉野川市川島町ふれあい教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 吉野川市の一部（旧川島町の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）